



マッサージ業の会社設立の注意点

1. 外国企業は商務省の認可を要す
2. 会社の代表権者の住居登録書（タビアンバーン）及び ID カード
3. 会社の業務運営責任者の住居登録書（タビアンバーン）及び ID カード
4. 会社の登記証明書
5. 会社の VAT 登録書
6. 運営場所家主の住居登録書（タビアンバーン）及び ID カード
7. 家主の営業場所・施設の使用許諾書
8. 家主と会社間の賃貸契約書
9. 営業場所の地図
10. 保健所の認可を要す
11. 営業場所に制限有り

〈所要期間〉

- 1ヶ月